

資源化センター建設に係る事後調査書

概 要 版

[平成23年度～平成24年度]



川越市シンボルマーク

川 越 市

【目 次】

1. 目 的	1
2. 調査項目	1
3. 調査概要	2
4. 調査方法	3
5. 調査結果	4
5.1 大気汚染	4
5.2 水質汚濁	7
5.3 騒音	9
5.4 振動	13
5.5 悪臭	17
6. 事後調査結果の総合評価	19
7. 事後調査の調査機関	19

1. 目的

川越市では、資源化センターを建設するにあたり、周辺地域の環境を調査し、その結果に基づき、事業の実施による影響を分析し、生活環境に配慮した対策を行い、平成 18 年度に生活環境影響調査書（以下、「調査書」という。）により、事業の実施による影響が軽微であると評価しました。

本事後調査は、平成 22 年度より資源化センターが本稼働を開始したことを受け、施設稼働による影響が軽微であることを確認するため、自主的に実施したものです。

2. 調査項目

事後調査を実施した調査項目は、平成 18 年度に実施した生活環境影響調査書において調査項目に選定されている大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭としました。また、測定回数、調査場所等については、調査書で実施した現況調査地点、予測地点を選定しております。

生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因	煙突 排ガスの 排出	施設排水 の排出	施設の 稼働	施設から の悪臭の 漏洩	関係車両 の走行
	生活環境影響調査項目					
大気汚染	二酸化硫黄(SO ₂)	●				
	二酸化窒素(NO ₂)	●				●
	浮遊粒子状物質(SPM)	●				●
	塩化水素(HCl)	●				
	ダイオキシン類	●				
	一酸化炭素(CO)	●				
水質汚濁	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		●			
	浮遊物質(SS)		●			
	ダイオキシン類		●			
	その他必要な項目		●			
騒音	騒音レベル			●		●
振動	振動レベル			●		●
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数	●			●	

●：調査実施項目

3. 調査概要

調査期間 自：平成 23 年 8 月 10 日
至：平成 25 年 3 月 29 日

調査場所 資源化センター及び施設周辺地域
川越市鯨井 782-3 ほか

調査項目別の調査地点、調査期日は以下のとおりです。また、調査地点位置図を次頁に示します。

調査地点及び調査期日

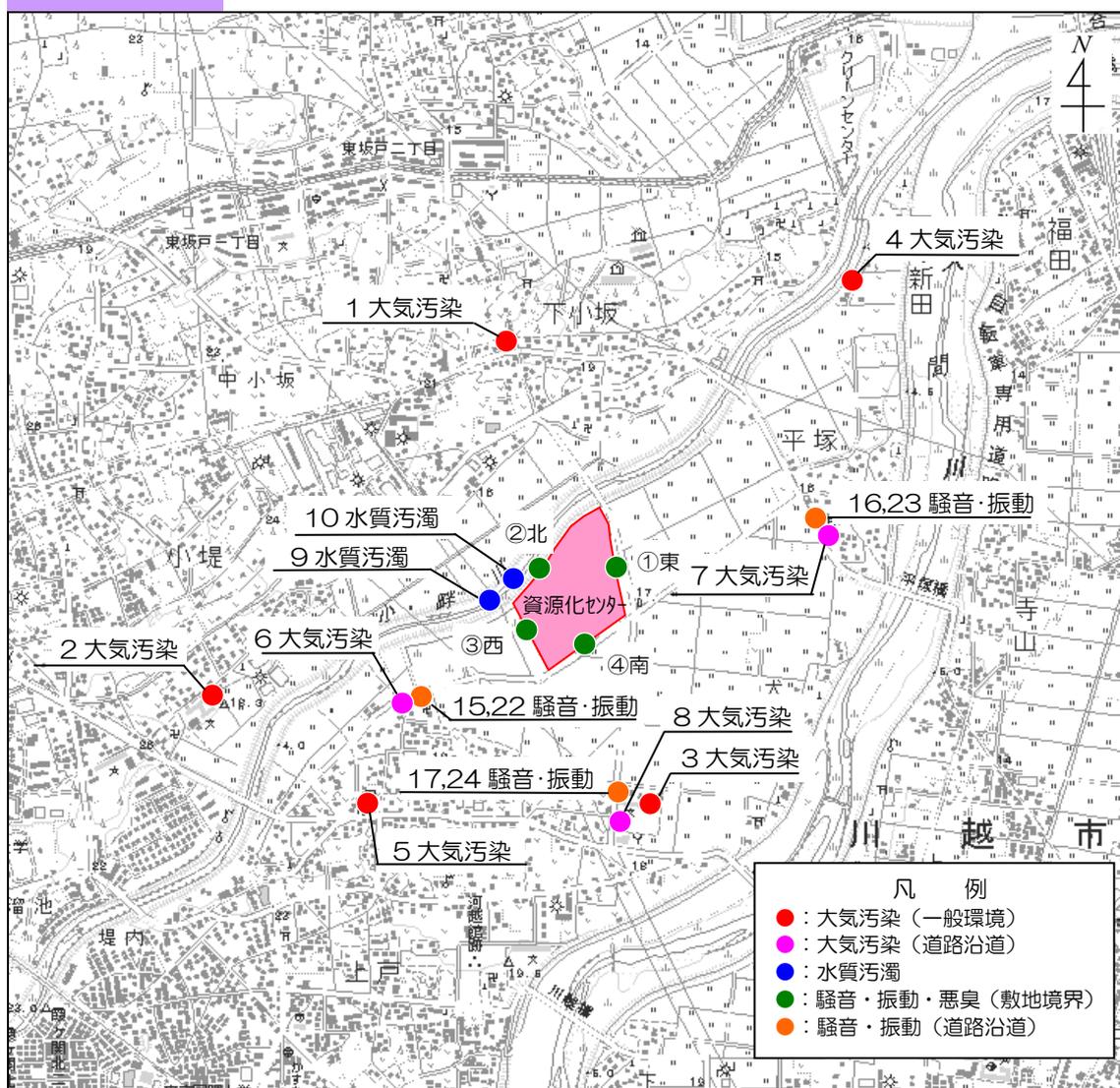
項目	No.	調査地点	調査地点 選定理由	調査期日	
大気汚染	1	下小坂付近	現況調査地点	夏季：平成 24 年 8 月 23 日(木) ～8月29日(水) 冬季：平成 24 年 12 月 5 日(水) ～12月11日(火)	
	2	市立名細小学校			
	3	市立鯨井中学校			
	4	平塚新田付近			
	5	鯨井自治会館 (南西約 800m付近)	予測地点		
	関係車両の走行による影響	6	八幡橋付近		予測地点
		7	平塚集落農業センター付近		
		8	市立鯨井中学校前		
水質汚濁	9	小畔川流域排水口上流地点	現況調査地点	夏季：平成 23 年 9 月 15 日(木) 冬季：平成 24 年 1 月 26 日(木)	
	10	小畔川流域排水口下流地点	予測地点		
騒音	11	敷地境界①(東側)	予測地点	平成 24 年 1 月 17 日(火)	
	12	敷地境界②(北側)			
	13	敷地境界③(西側)			
	14	敷地境界④(南側)			
	関係車両の走行による影響	15	八幡橋付近		予測地点
		16	平塚集落農業センター付近		
		17	市立鯨井中学校前		
振動	18	敷地境界①(東側)	予測地点	平成 24 年 1 月 17 日(火) ～1月18日(水)	
	19	敷地境界②(北側)			
	20	敷地境界③(西側)			
	21	敷地境界④(南側)			
	関係車両の走行による影響	22	八幡橋付近		予測地点
		23	平塚集落農業センター付近		
		24	市立鯨井中学校前		
	悪臭	25	敷地境界①(東側)		予測地点
26		敷地境界②(北側)			
27		敷地境界③(西側)			
28		敷地境界④(南側)			

注) 1.現況調査地点…調査書で資源化センター建設前に現況調査を実施した地点。

2.予測地点…調査書で資源化センター稼働後の予測を実施した地点。

騒音、振動、悪臭については、調査書の中で具体的な予測地点が設定されていないため、事後調査において施設からの影響を受けやすい箇所として敷地境界4方向を選定した。

調査地点位置図



注) 図中の敷地境界地点の各項目番号は以下のとおりです。

- ①東…11 騒音、18 振動、25 悪臭
- ②北…12 騒音、19 振動、26 悪臭
- ③西…13 騒音、20 振動、27 悪臭
- ④南…14 騒音、21 振動、28 悪臭

4. 調査方法

事後調査を実施した項目の調査方法は、評価指標として設定した各種法令（環境基準、規制基準及び要請限度等）に示される調査方法、分析方法に準拠して実施することにしました。

5. 調査結果

1/2

5.1 大気汚染（①煙突排ガスの排出による影響）

調査地点・調査期日

調査地点と調査期日は以下のとおりです。

【調査地点及び調査期日】

No.	調査地点	調査期日
1	下小坂付近	夏季：平成 24 年 8 月 23 日（木） ～ 8 月 29 日（水） 冬季：平成 24 年 12 月 5 日（水） ～ 12 月 11 日（火）
2	市立名細小学校	
3	市立鯨井中学校	
4	平塚新田付近	
5	鯨井自治会館（予測地点）	

注）予測地点は煙突排ガスの最大着地濃度地点で施設より南西約 800m 地点。

調査結果

調査結果は下表のとおりです。全地点で環境基準等を下回っていました。

【事後調査結果（夏季）】

調査項目		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	日平均値が 0.04ppm 以下
	1 時間値 (期間最大値)	0.006	0.005	0.007	0.007	0.004	1 時間値が 0.10ppm 以下
二酸化窒素 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.013	0.012	0.011	0.011	0.012	日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値 (期間最大値)	0.021	0.015	0.023	0.019	0.020	日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	1 時間値 (期間最大値)	0.036	0.033	0.047	0.046	0.034	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下
塩化水素 (ppm)	期間平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02ppm 以下 ^{注1}
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	期間平均値	0.017	0.013	0.017	0.015	0.013	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
一酸化炭素 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.5	日平均値が 10ppm 以下
	8 時間平均値 (期間最大値)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	8 時間平均値が 20ppm 以下

【事後調査結果（冬季）】

調査項目		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.002	0.001	0.002	0.003	0.002	日平均値が 0.04ppm 以下
	1 時間値 (期間最大値)	0.004	0.002	0.003	0.003	0.004	1 時間値が 0.10ppm 以下
二酸化窒素 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.022	0.021	0.022	0.018	0.020	日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値 (期間最大値)	0.014	0.012	0.012	0.010	0.012	日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	1 時間値 (期間最大値)	0.058	0.037	0.042	0.048	0.030	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下
塩化水素 (ppm)	期間平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02ppm 以下 ^{注1}
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	期間平均値	0.069	0.021	0.030	0.024	0.025	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
一酸化炭素 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	日平均値が 10ppm 以下
	8 時間平均値 (期間最大値)	1.0	0.9	0.8	1.1	1.0	8 時間平均値が 20ppm 以下

注）1.塩化水素には環境基準が定められていないため、塩化水素の排出基準設定の根拠になった目標環境濃度（昭和 52 年 6 月環大規 136 号）を適用した。以下、大気汚染の項は同様とする。

2.調査結果の不等号<は分析結果が定量下限値未満であることを示す。以下、大気汚染の項は同様とする。

評価指標	<p>【環境基準】</p> <p>「大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環告25号）」</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環告38号）」</p> <p>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環告68号）」</p> <p>「塩化水素」の評価指標は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について（昭和52年環大規136号）」に示された目標環境濃度</p> <p>注）環境基準とは、環境基準法に基づき定められる人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準の事です。</p>																																												
評価結果	<p>【評価指標との比較】</p> <p>事後調査結果は夏季、冬季とも全項目で評価指標を下回っていました。</p> <p>【調査書予測結果との比較】</p> <p>事後調査結果は夏季、冬季とも全項目で予測結果を下回っていました。</p> <p>以上のことから、大気汚染（煙突排ガスの排出による影響）の周辺環境への影響は軽微であると考えます。</p> <p>【評価指標及び調査書予測結果との比較】</p> <table border="1" data-bbox="276 1014 1426 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">調査項目</th> <th colspan="2">南西約800m付近</th> <th rowspan="2">評価</th> <th rowspan="2">評価指標</th> </tr> <tr> <th>調査書予測結果</th> <th>事後調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>日平均値</td> <td>0.0093</td> <td>0.002</td> <td>○</td> <td>日平均値が0.04ppm以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>日平均値</td> <td>0.0409</td> <td>0.020</td> <td>○</td> <td>日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>日平均値</td> <td>0.0956</td> <td>0.020</td> <td>○</td> <td>日平均値が0.10mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>年平均値</td> <td>0.000062</td> <td><0.001</td> <td>○</td> <td>0.02ppm以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>年平均値</td> <td>0.1480105</td> <td>0.019</td> <td>○</td> <td>0.6 pg-TEQ/m³以下</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素 (ppm)</td> <td>日平均値</td> <td>0.9705</td> <td>0.7</td> <td>○</td> <td>日平均値が10ppm以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）1.事後調査結果はNo.5 鯨井自治会館の調査結果。 2.調査書予測結果の日平均値は日平均値の2%除外値（日平均値の98%値）。 3.事後調査結果の日平均値は夏季と冬季（14日間）の期間中で最大を示した日平均値。 年平均値は夏季と冬季（14日間）の期間平均値。 4.ダイオキシン類の単位 1pg-TEQ/m³=0.001ng-TEQ/m³ 5.評価の欄の記号は以下のとおり。 ○：事後調査結果が評価指標を満足 ×：事後調査結果が評価指標を超過</p>	調査項目		南西約800m付近		評価	評価指標	調査書予測結果	事後調査結果	二酸化硫黄 (ppm)	日平均値	0.0093	0.002	○	日平均値が0.04ppm以下	二酸化窒素 (ppm)	日平均値	0.0409	0.020	○	日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値	0.0956	0.020	○	日平均値が0.10mg/m ³ 以下	塩化水素 (ppm)	年平均値	0.000062	<0.001	○	0.02ppm以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	年平均値	0.1480105	0.019	○	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	一酸化炭素 (ppm)	日平均値	0.9705	0.7	○	日平均値が10ppm以下
調査項目				南西約800m付近				評価	評価指標																																				
		調査書予測結果	事後調査結果																																										
二酸化硫黄 (ppm)	日平均値	0.0093	0.002	○	日平均値が0.04ppm以下																																								
二酸化窒素 (ppm)	日平均値	0.0409	0.020	○	日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下																																								
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値	0.0956	0.020	○	日平均値が0.10mg/m ³ 以下																																								
塩化水素 (ppm)	年平均値	0.000062	<0.001	○	0.02ppm以下																																								
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	年平均値	0.1480105	0.019	○	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下																																								
一酸化炭素 (ppm)	日平均値	0.9705	0.7	○	日平均値が10ppm以下																																								

5.1 大気汚染（②関係車両の走行による影響）

調査地点・調査期日	<p>調査地点と調査期日は以下のとおりです。</p> <p>【調査地点及び調査期日】</p> <table border="1" data-bbox="288 367 1200 589"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> <th>調査期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>八幡橋付近 (市道 0089 号線)</td> <td rowspan="3">夏季：平成 24 年 8 月 23 日 (木) ～ 8 月 29 日 (水) 冬季：平成 24 年 12 月 5 日 (水) ～ 12 月 11 日 (火)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	調査地点	調査期日	6	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	夏季：平成 24 年 8 月 23 日 (木) ～ 8 月 29 日 (水) 冬季：平成 24 年 12 月 5 日 (水) ～ 12 月 11 日 (火)	7	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)	8	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)																																
No.	調査地点	調査期日																																									
6	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	夏季：平成 24 年 8 月 23 日 (木) ～ 8 月 29 日 (水) 冬季：平成 24 年 12 月 5 日 (水) ～ 12 月 11 日 (火)																																									
7	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)																																										
8	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)																																										
調査結果	<p>調査結果は下表のとおりです。全地点で環境基準を下回っていました。</p> <p>【事後調査結果（夏季）】</p> <table border="1" data-bbox="264 712 1356 916"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査項目</th> <th>No.6</th> <th>No.7</th> <th>No.8</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二酸化窒素 (ppm)</td> <td>日平均値 (期間最大値)</td> <td>0.012</td> <td>0.016</td> <td>0.011</td> <td>日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>1 時間値 (期間最大値)</td> <td>0.037</td> <td>0.050</td> <td>0.045</td> <td>1 時間値が 0.20mg/m³ 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事後調査結果（冬季）】</p> <table border="1" data-bbox="264 952 1356 1155"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査項目</th> <th>No.6</th> <th>No.7</th> <th>No.8</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二酸化窒素 (ppm)</td> <td>日平均値 (期間最大値)</td> <td>0.021</td> <td>0.024</td> <td>0.022</td> <td>日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>1 時間値 (期間最大値)</td> <td>0.068</td> <td>0.084</td> <td>0.033</td> <td>1 時間値が 0.20mg/m³ 以下</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目		No.6	No.7	No.8	環境基準	二酸化窒素 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.012	0.016	0.011	日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下	1 時間値 (期間最大値)	0.037	0.050	0.045	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	調査項目		No.6	No.7	No.8	環境基準	二酸化窒素 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.021	0.024	0.022	日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下	1 時間値 (期間最大値)	0.068	0.084	0.033	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下								
調査項目		No.6	No.7	No.8	環境基準																																						
二酸化窒素 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.012	0.016	0.011	日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下																																						
	1 時間値 (期間最大値)	0.037	0.050	0.045	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下																																						
調査項目		No.6	No.7	No.8	環境基準																																						
二酸化窒素 (ppm)	日平均値 (期間最大値)	0.021	0.024	0.022	日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下																																						
	1 時間値 (期間最大値)	0.068	0.084	0.033	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下																																						
評価指標	<p>【環境基準】</p> <p>「大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年環告 25 号）」 「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年環告 38 号）」</p>																																										
評価結果	<p>【評価指標との比較】</p> <p>事後調査結果は夏季、冬季とも全項目で評価指標を下回っていました。</p> <p>【調査書予測結果との比較】</p> <p>事後調査結果は夏季、冬季とも全項目で予測結果を下回っていました。</p> <p>以上のことから、大気汚染（関係車両の走行による影響）の周辺環境への影響は軽微であると考えます。</p> <p>【評価指標及び調査書予測結果との比較】</p> <table border="1" data-bbox="247 1655 1489 1892"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">No.6 (八幡橋付近)</th> <th rowspan="2">評価</th> <th colspan="2">No.7 (平塚集落セカ-付近)</th> <th rowspan="2">評価</th> <th colspan="2">No.8 (市立鯨井中学校前)</th> <th rowspan="2">評価</th> <th rowspan="2">評価指標</th> </tr> <tr> <th>調査書 予測結果</th> <th>事後調査 結果</th> <th>調査書 予測結果</th> <th>事後調査 結果</th> <th>調査書 予測結果</th> <th>事後調査 結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>日平均値</td> <td>0.0409</td> <td>0.021</td> <td>○</td> <td>0.0415</td> <td>0.024</td> <td>○</td> <td>0.0411</td> <td>0.022</td> <td>○</td> <td>日平均値が 0.04～ 0.06ppm のゾ ーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>日平均値</td> <td>0.0956</td> <td>0.015</td> <td>○</td> <td>0.0960</td> <td>0.023</td> <td>○</td> <td>0.0957</td> <td>0.020</td> <td>○</td> <td>0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.調査書予測結果の日平均値は日平均値の 2%除外値（日平均値の 98%値）。 2.事後調査結果の日平均値は夏季と冬季（14 日間）の期間中で最大を示した日平均値。 3.評価の欄の記号は以下のとおり。 ○：事後調査結果が評価指標を満足 ×：事後調査結果が評価指標を超過</p>	調査項目		No.6 (八幡橋付近)		評価	No.7 (平塚集落セカ-付近)		評価	No.8 (市立鯨井中学校前)		評価	評価指標	調査書 予測結果	事後調査 結果	調査書 予測結果	事後調査 結果	調査書 予測結果	事後調査 結果	二酸化窒素 (ppm)	日平均値	0.0409	0.021	○	0.0415	0.024	○	0.0411	0.022	○	日平均値が 0.04～ 0.06ppm のゾ ーン内又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値	0.0956	0.015	○	0.0960	0.023	○	0.0957	0.020	○	0.10 以下
調査項目				No.6 (八幡橋付近)			評価	No.7 (平塚集落セカ-付近)		評価	No.8 (市立鯨井中学校前)			評価	評価指標																												
		調査書 予測結果	事後調査 結果	調査書 予測結果	事後調査 結果	調査書 予測結果		事後調査 結果																																			
二酸化窒素 (ppm)	日平均値	0.0409	0.021	○	0.0415	0.024	○	0.0411	0.022	○	日平均値が 0.04～ 0.06ppm のゾ ーン内又はそれ以下																																
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値	0.0956	0.015	○	0.0960	0.023	○	0.0957	0.020	○	0.10 以下																																

5.2 水質汚濁（施設排水の排出による影響）

調査地点・調査期日

調査地点と調査期日は以下のとおりです。

【調査地点及び調査期日】

No.	調査地点	調査期日
9	小畔川流域排水口上流地点	夏季：平成 23 年 9 月 15 日（木）
10	小畔川流域排水口下流地点	冬季：平成 24 年 1 月 26 日（木）

調査結果

調査結果は下表のとおりです。全地点で環境基準を下回っていました。

【事後調査結果】

調査項目	単位	小畔川流域排水口上流地点		小畔川流域排水口下流地点		環境基準	
		夏季	冬季	夏季	冬季		
生活環境項目							
生物化学的酸素要求量(BOD)		0.9	2.3	0.9	2.4	3	
浮遊物質質量(SS)		2	5	2	4	25	
健康項目							
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	
全シアン		<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	検出されないこと	
鉛		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
六価クロム		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05	
砒素		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
PCB		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン		<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	1	
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	
トリクロロエチレン		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	
テトラクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			4.0	5.2	4.1	5.4	10
ふっ素			<0.08	0.11	<0.08	0.09	0.8
ほう素			<0.1	0.3	<0.1	0.3	1
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.052	0.096	0.037	0.10	1	

- 注) 1.生活環境項目の環境基準値はB類型に該当する値であり日平均値である。
 2.健康項目の環境基準値は年間平均値である。ただし、全シアンは最高値である。
 3.表中の不等号<は分析結果が定量下限値未満であることを示す。以下、水質汚濁の項は同様とする。
 4.環境基準の「検出されないこと」とは定量下限値未満であることをいう。以下、水質汚濁の項は同様とする。

評価指標

【環境基準】

「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環告 59 号）」
 小畔川の生活環境項目の環境基準値はB類型に該当
 「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環告 68 号）」 [水質公共用水域 1pg/TEQ/L]

【評価指標との比較】

事後調査結果は夏季、冬季とも全項目で評価指標を下回っていました。

【調査書予測結果との比較】

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（夏季）及びほう素（冬季）を除く調査項目で事後調査結果が調査書予測結果を下回っていました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（夏季）及びほう素（冬季）については、排水の影響のない上流地点の事後調査結果で調査書予測結果を上回っている状況や、別途に実施している資源化センター排水の定期的な水質分析結果は全調査項目で排水基準を下回っていることから、資源化センターからの排水の影響はないと判断します。

以上のことから、水質汚濁（施設排水の排出による影響）の周辺環境への影響は軽微であると考えます。

【評価指標及び調査書予測結果との比較】

調査項目	単位	小畔川流域排水口下流地点						評価指標
		夏季			冬季			
		調査書 予測結果	事後調査 結果	評価	調査書 予測結果	事後調査 結果	評価	
生物化学的酸素要求量(BOD)		1.7	0.9	○	2.7	2.4	○	3
浮遊物質量(SS)		12.0	2	○	10.0	4	○	25
カドミウム		0.001	<0.001	○	0.001	<0.001	○	0.003
全シアン		<0.1	<0.10	○	<0.1	<0.10	○	検出されないこと
鉛		0.006	<0.001	○	0.005	<0.001	○	0.01
六価クロム		0.006	<0.02	○	0.007	<0.02	○	0.05
砒素		0.005	<0.001	○	0.005	<0.001	○	0.01
総水銀		<0.0005	<0.0005	○	<0.0005	<0.0005	○	0.0005
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	○	<0.0005	<0.0005	○	検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005	○	<0.0005	<0.0005	○	検出されないこと
ジクロロメタン		0.002	<0.002	○	0.003	<0.002	○	0.1
四塩化炭素		0.0002	<0.0002	○	0.0003	<0.0002	○	0.002
1,2-ジクロロエタン		0.0005	<0.0004	○	0.0005	<0.0004	○	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	<0.002	○	0.003	<0.002	○	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.005	<0.004	○	0.005	<0.004	○	0.04
1,1,1-トリクロロエタン		0.1	<0.10	○	0.1	<0.10	○	1
1,1,2-トリクロロエタン		0.0007	<0.0006	○	0.0008	<0.0006	○	0.006
トリクロロエチレン		0.004	<0.003	○	0.004	<0.003	○	0.03
テトラクロロエチレン		0.001	<0.001	○	0.001	<0.001	○	0.01
1,3-ジクロロプロペン		0.0002	<0.0002	○	0.0003	<0.0002	○	0.002
チウラム		0.0003	<0.0006	○	0.0004	<0.0006	○	0.006
シマジン		0.0004	<0.0003	○	0.0004	<0.0003	○	0.003
チオベンカルブ		0.0006	<0.002	○	0.0010	<0.002	○	0.02
ベンゼン		0.001	<0.001	○	0.001	<0.001	○	0.01
セレン		0.002	<0.001	○	0.002	<0.001	○	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		3.55	4.1	○	7.27	5.4	○	10
ふっ素		0.14	<0.08	○	0.14	0.09	○	0.8
ほう素		0.04	<0.1	○	0.06	0.3	○	1
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.9	0.037	○	0.4	0.10	○	1

注) 1.予測値の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素はそれぞれの予測値を合計した値。

2.評価の欄の記号は以下のとおり。

○：事後調査結果が評価指標を満足

×：事後調査結果が評価指標を超過

評価結果

5.3 騒音（①施設の稼働による影響）

調査地点・調査期日	調査地点と調査期日は以下のとおりです。		
	【調査地点及び調査期日】		
	No.	調査地点	調査期日
	11	敷地境界①（東側）	平成 24 年 1 月 17 日（火） 朝：6:50～7:00 昼間：11:00～11:10 夕：19:00～19:10 夜間：23:00～23:10
	12	敷地境界②（北側）	
13	敷地境界③（西側）		
14	敷地境界④（南側）		

調査結果	調査結果は下表のとおりです。全地点で規制基準を下回っていました。					
	【事後調査結果】					
	No.	調査地点	時間区分	調査結果 (dB)	規制基準 (dB)	騒音の発生状況
	11	敷地境界①（東側）	朝	38	50	施設からの騒音は確認できない
			昼間	39	55	施設からの騒音は確認できない
			夕	37	50	施設からの騒音は確認できない
			夜間	33	45	施設からの騒音は確認できない
	12	敷地境界②（北側）	朝	44	50	施設稼働音
			昼間	50	55	施設稼働音（車両走行、作業音）
			夕	45	50	施設稼働音
			夜間	44	45	施設稼働音
	13	敷地境界③（西側）	朝	45	50	施設稼働音
			昼間	52	55	施設稼働音（車両走行、作業音）
			夕	42	50	施設稼働音
			夜間	41	45	施設稼働音
14	敷地境界④（南側）	朝	40	50	施設稼働音	
		昼間	41	55	施設稼働音	
		夕	40	50	施設稼働音	
		夜間	37	45	施設稼働音	
注) 時間区分 朝 6:00～8:00 昼間 8:00～19:00 夕 19:00～22:00 夜間 22:00～6:00						
<div style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">騒音のめやす</p> <p>70dB 掃除機・騒々しい事務所 60dB 普通の会話 50dB 静かな事務所 40dB 深夜の市内・図書館 30dB ささやき声</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">資料) 東京都環境局資料より作成</p> </div>						

評価指標	<p>【規制基準】</p> <p>「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚・農・通・運告 1 号）」</p> <p>[市街化調整区域（第 2 種区域） 朝 50dB、昼間 55dB、夕 50dB、夜間 45dB]</p> <p>注) 規制基準とは、騒音規制法に基づき定められる敷地境界線で順守しなくてはならない騒音の許容限度をさします。</p>
------	--

【評価指標との比較】

事後調査結果は全地点、全時間区分で評価指標を下回っていました。

【調査書予測結果との比較】

事後調査結果は西側（昼間）を除く地点、時間区分で予測結果を下回っていました。

調査書予測結果については、施設建屋内の稼働音のみを考慮し算出された数値であるのに対し、事後調査結果では施設内を走行する車両や作業音が調査結果に含まれています。西側（昼間）の事後調査結果については、この車両の走行や作業音の影響を受け調査書予測値を上回ったものと考えられます。なお、車両の走行音等の影響を受けない朝、夕、夜間の時間帯については、事後調査結果と調査書予測結果はほぼ同値で、予測結果とおりの結果でした。

以上のことから、騒音（施設の稼働による影響）の周辺環境への影響は軽微であると考えます。

【評価指標及び調査書予測結果との比較】

時間区分	騒音レベル(dB)		評価	評価指標 (dB)
	調査書 予測結果	事後調査 結果		
朝	45（北側）	45（西側）	○	50
昼間	46（西側）	52（西側）	○	55
夕	45（北側）	45（北側）	○	50
夜間	45（北側）	44（北側）	○	45

注) 評価の欄の記号は以下のとおり。

- ：事後調査結果が評価指標を満足
- ×：事後調査結果が評価指標を超過

5.3 騒音（②関係車両の走行による影響）

調査地点・調査期日	<p>調査地点と調査期日は以下のとおりです。</p> <p>【調査地点及び調査期日】</p> <table border="1" data-bbox="268 376 1193 629"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> <th>調査期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>八幡橋付近 (市道 0089 号線)</td> <td rowspan="3">平成 24 年 1 月 17 日 (火) 7:00 ～1月 18 日 (水) 7:00</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	調査地点	調査期日	15	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	平成 24 年 1 月 17 日 (火) 7:00 ～1月 18 日 (水) 7:00	16	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)	17	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)																			
No.	調査地点	調査期日																												
15	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	平成 24 年 1 月 17 日 (火) 7:00 ～1月 18 日 (水) 7:00																												
16	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)																													
17	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)																													
調査結果	<p>調査結果は下表のとおりです。全地点で環境基準を下回っていました。</p> <p>【事後調査結果】</p> <table border="1" data-bbox="268 786 1185 1117"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>騒音レベル 調査結果 (dB)</th> <th>環境基準 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">15</td> <td rowspan="2">八幡橋付近 (市道 0089 号線)</td> <td>昼間</td> <td>64</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>55</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16</td> <td rowspan="2">平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)</td> <td>昼間</td> <td>65</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>59</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">17</td> <td rowspan="2">市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)</td> <td>昼間</td> <td>61</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 時間区分 昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00</p>	No.	調査地点	時間区分	騒音レベル 調査結果 (dB)	環境基準 (dB)	15	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	昼間	64	65	夜間	55	60	16	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)	昼間	65	70	夜間	59	65	17	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)	昼間	61	65	夜間	54	60
No.	調査地点	時間区分	騒音レベル 調査結果 (dB)	環境基準 (dB)																										
15	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	昼間	64	65																										
		夜間	55	60																										
16	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)	昼間	65	70																										
		夜間	59	65																										
17	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)	昼間	61	65																										
		夜間	54	60																										
評価指標	<p>【環境基準】</p> <p>「騒音に係る環境基準について（平成 10 年環告 64 号）」</p> <p>No.16：「幹線道路を担う道路に近接する空間の特例値」[昼間 70dB、夜間 65dB]</p> <p>No.15 及び No.17：「B地域の2車線以上の道路に面する地域」[昼間 65dB、夜間 60dB]</p>																													

【評価指標との比較】

事後調査結果は全地点、全時間区分で評価指標を下回っていました。

【調査書予測結果との比較】

事後調査結果は、八幡橋付近（昼間及び夜間）を除く地点で予測結果を下回っていました。

八幡橋付近（昼間及び夜間）の事後調査結果については、予測時よりも一般交通量が増加したことで騒音レベルが上がり、調査書予測結果を上回ったものと考えます。

また、調査を実施した当日の資源化センター関係車両台数（施設計量器搬出入台数）は 308 台でした。関係車の計画台数は、334 台と想定されており、ほぼ計画のとおり車両台数となっていることから、事後調査結果が調査予測結果を上回った原因は関係車両の走行による影響ではないと判断します。

以上のことから、騒音（関係車両の走行による影響）の周辺環境への影響は軽微であると考えます。

【評価指標及び調査書予測結果との比較】

No.	調査地点	時間区分	騒音レベル(dB)		評価	評価指標 (dB)
			調査書予測結果	事後調査結果		
15	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	昼間	59	64	○	65
		夜間	48	55	○	60
16	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)	昼間	68	65	○	70
		夜間	62	59	○	65
17	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)	昼間	65	61	○	65
		夜間	56	54	○	60

注) 評価の欄の記号は以下のとおり。

○：事後調査結果が評価指標を満足

×：事後調査結果が評価指標を超過

評価結果

(参 考) 当日の交通量について

(単位：台/日)

地 点	事前調査時の交通量			当日の交通量		
	大型車	小型車	合計	大型車	小型車	合計
市道 0089 号線（八幡橋付近）	79	1,440	1,519	270	2,819	3,089
県道片柳川越線 (平塚集落農業センター付近)	723	12,183	12,906	1,312	13,236	14,548
市道 2274 号線（市立鯨井中学校前）	397	3,100	3,497	165	1,825	1,990

実施日：平成 24 年 1 月 17 日（火）7:00～1 月 18 日（水）7:00

注) 表中の交通量は、一般車両と関係車両の流入・流出方向の合計台数を示す。

流入とは資源化センター方向に向かう車の流れ、流出とは資源化センター方向からの車の流れ。

5.4 振動（①施設の稼働による影響）

調査地点及び調査期日

調査地点と調査期日は以下のとおりです。

【調査地点及び調査期日】

No.	調査地点	調査期日
18	敷地境界①（東側）	平成 24 年 1 月 17 日（火） 昼間：11:00～11:10 夜間：23:00～23:10
19	敷地境界②（北側）	
20	敷地境界③（西側）	
21	敷地境界④（南側）	

調査結果

調査結果は下表のとおりです。全地点で規制基準を下回っていました。

【事後調査結果】

No.	調査地点	時間区分	振動レベル 調査結果(dB)	規制基準 (dB)	振動の発生状況
18	敷地境界① （東側）	昼間	<30	60	施設稼働
		夜間	<30	55	施設稼働
19	敷地境界② （北側）	昼間	<30	60	施設稼働
		夜間	<30	55	施設稼働
20	敷地境界③ （西側）	昼間	46	60	施設稼働
		夜間	<30	55	施設稼働
21	敷地境界④ （南側）	昼間	<30	60	施設稼働
		夜間	<30	55	施設稼働

注) 1.時間区分 昼間 8:00～19:00 夜間 19:00～8:00

2.調査結果の不等号<は測定器の検出限界未満であることを示す。

振動のめやす

70dB 大勢の人に感じる程度で、戸、障子がわずかに動く

60dB 静止している人だけに感じる

50dB 人体に感じない程度

資料) 東京都環境局資料より作成

評価指標

【規制基準】

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年環告 90 号）」

〔市街化調整区域（第 1 種区域） 昼間 60dB、夜間 55dB〕

注) 規制基準とは、振動規制法に基づき定められる敷地境界線で順守しなくてはならない振動の許容限度をさします。

評価結果

【評価指標との比較】

事後調査結果は全地点、全時間区分で評価指標を下回っていました。

【調査書予測結果との比較】

事後調査結果は全地点、全時間区分で予測結果を下回っていました。

以上のことから、振動（施設の稼働による影響）の周辺環境への影響は軽微であると考えます。

【評価指標及び調査書予測結果との比較】

時間区分	振動レベル(dB)		評価	評価指標 (dB)
	調査書 予測結果	事後調査 結果		
昼間	52 (西側)	46 (西側)	○	60
夜間	52 (西側)	<30 (西側)	○	55

注) 1.表中の結果は敷地境界の中で最大を示した値。

2.評価の欄の記号は以下のとおり。

- ：事後調査結果が評価指標を満足
- ×：事後調査結果が評価指標を超過

5.4 振動（②関係車両の走行による影響）

調査地点・調査期日

調査地点と調査期日は以下のとおりです。

【調査地点及び調査期日】

No.	調査地点	調査期日
22	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	平成 24 年 1 月 17 日(火) 7:00 ～1 月 18 日(水) 7:00
23	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)	
24	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)	

調査結果

調査結果は下表のとおりです。全地点で要請限度を下回っていました。

【事後調査結果】

No.	調査地点	時間区分	振動レベル 調査結果 (dB)	要請限度 (dB)
22	八幡橋付近 (市道 2261 号線)	昼間	34	65
		夜間	30	60
23	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)	昼間	45	65
		夜間	35	60
24	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)	昼間	32	65
		夜間	30	60

注) 時間区分 昼間 8:00～19:00 夜間 19:00～8:00

評価指標

【要請限度】

「道路交通振動に係る要請限度（昭和 51 年法律 64 号）」
[市街化調整区域（第 1 種区域） 昼間 65dB、夜間 60dB]

注) 要請限度とは、道路交通振動がこれを超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときに公安委員会に対して交通規制等の措置を講じるよう要請できる限度をさします。

評価結果

【評価指標との比較】

事後調査結果は全地点、全時間区分で評価指標を下回っていました。

【調査書予測結果との比較】

事後調査結果と調査書予測結果を比較してみると、平塚集落農業センター付近（昼間）を除く地点、時間帯で事後調査結果が予測結果を下回っていました。

平塚集落農業センター付近（昼間）の調査結果については、予測時よりも一般交通量が増加したことで振動レベルが上がり、調査書予測結果を上回ったものと考えます。

また、資源化センター関係車両台数は、5.3騒音（関係車両の走行による影響）で示した評価結果と同様に、ほぼ計画のとおり台数となっていることから、事後調査結果が調査書予測結果を上回った原因は関係車両の走行による影響ではないと判断します。

以上のことから、振動（関係車両の走行による影響）の周辺環境への影響は軽微であると考えます。

【評価指標及び調査書予測結果との比較】

No.	調査地点	時間区分	振動レベル (dB)		評価	評価指標 (dB)
			調査書予測結果	事後調査結果		
22	八幡橋付近 (市道 0089 号線)	昼間	46	39	○	65
		夜間	46	32	○	60
23	平塚集落農業センター付近 (県道片柳川越線)	昼間	48	49	○	65
		夜間	47	44	○	60
24	市立鯨井中学校前 (市道 2274 号線)	昼間	51	35	○	65
		夜間	49	32	○	60

注) 評価の欄の記号は以下のとおり。
 ○：事後調査結果が評価指標を満足
 ×：事後調査結果が評価指標を超過

5.5 悪臭（煙突排ガスの排出による影響 及び 施設からの悪臭の漏洩による影響）

調査地点・調査期日	調査地点と調査期日は以下のとおりです。																																																																																																																																																																																																				
	【調査地点及び調査期日】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> <th>調査期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>敷地境界①（東側）</td> <td rowspan="4">平成 23 年 9 月 6 日(火) 9:30~13:00</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>敷地境界②（北側）</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>敷地境界③（西側）</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>敷地境界④（南側）</td> </tr> </tbody> </table>							No.	調査地点	調査期日	25	敷地境界①（東側）	平成 23 年 9 月 6 日(火) 9:30~13:00	26	敷地境界②（北側）	27	敷地境界③（西側）	28	敷地境界④（南側）																																																																																																																																																																																		
No.	調査地点	調査期日																																																																																																																																																																																																			
25	敷地境界①（東側）	平成 23 年 9 月 6 日(火) 9:30~13:00																																																																																																																																																																																																			
26	敷地境界②（北側）																																																																																																																																																																																																				
27	敷地境界③（西側）																																																																																																																																																																																																				
28	敷地境界④（南側）																																																																																																																																																																																																				
調査結果	調査結果は下表のとおりです。全地点で規制基準を下回っていました。																																																																																																																																																																																																				
	【事後調査結果】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>単位</th> <th>敷地境界① （東側）</th> <th>敷地境界② （北側）</th> <th>敷地境界③ （西側）</th> <th>敷地境界④ （南側）</th> <th>規制基準 （参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">気象条件</td> <td>天候</td> <td>—</td> <td>晴れ</td> <td>晴れ</td> <td>晴れ</td> <td>晴れ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>気温</td> <td>℃</td> <td>29.0</td> <td>30.9</td> <td>30.1</td> <td>32.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>%</td> <td>54</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>43</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>—</td> <td>NNW</td> <td>N</td> <td>NNE</td> <td>W</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>m/s</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>3.9</td> <td>2.4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">悪臭物質濃度</td> <td>アンモニア</td> <td rowspan="18">ppm</td> <td><0.05</td> <td><0.05</td> <td><0.05</td> <td><0.05</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>0.004</td> <td>0.003</td> <td>0.002</td> <td>0.002</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>ノルマルパレルアルデヒド</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>イソパレルアルデヒド</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td>0.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td>0.0009</td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>単位</th> <th>敷地境界① （東側）</th> <th>敷地境界② （北側）</th> <th>敷地境界③ （西側）</th> <th>敷地境界④ （南側）</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数</td> <td>—</td> <td><10</td> <td><10</td> <td>11</td> <td><10</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>							調査項目	単位	敷地境界① （東側）	敷地境界② （北側）	敷地境界③ （西側）	敷地境界④ （南側）	規制基準 （参考）	気象条件	天候	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—	気温	℃	29.0	30.9	30.1	32.0	—	湿度	%	54	45	47	43	—	風向	—	NNW	N	NNE	W	—	風速	m/s	2.5	1.8	3.9	2.4	—	悪臭物質濃度	アンモニア	ppm	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1	硫化水素	0.004	0.003	0.002	0.002	0.02	硫化メチル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	二硫化メチル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.009	メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	トリメチルアミン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.005	アセトアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05	プロピオンアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.05	ノルマルブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009	イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	ノルマルパレルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009	イソパレルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	イソブタノール	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.9	酢酸エチル	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	3	メチルイソブチルケトン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	トルエン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10	キシレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	スチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4	プロピオン酸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.03	ノルマル酪酸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001	ノルマル吉草酸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0009	イソ吉草酸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001	調査項目	単位	敷地境界① （東側）	敷地境界② （北側）	敷地境界③ （西側）	敷地境界④ （南側）	規制基準	臭気指数	—	<10	<10	11	<10
調査項目	単位	敷地境界① （東側）	敷地境界② （北側）	敷地境界③ （西側）	敷地境界④ （南側）	規制基準 （参考）																																																																																																																																																																																															
気象条件	天候	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—																																																																																																																																																																																														
	気温	℃	29.0	30.9	30.1	32.0	—																																																																																																																																																																																														
	湿度	%	54	45	47	43	—																																																																																																																																																																																														
	風向	—	NNW	N	NNE	W	—																																																																																																																																																																																														
	風速	m/s	2.5	1.8	3.9	2.4	—																																																																																																																																																																																														
悪臭物質濃度	アンモニア	ppm	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1																																																																																																																																																																																														
	硫化水素		0.004	0.003	0.002	0.002	0.02																																																																																																																																																																																														
	硫化メチル		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01																																																																																																																																																																																														
	二硫化メチル		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.009																																																																																																																																																																																														
	メチルメルカプタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002																																																																																																																																																																																														
	トリメチルアミン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.005																																																																																																																																																																																														
	アセトアルデヒド		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05																																																																																																																																																																																														
	プロピオンアルデヒド		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.05																																																																																																																																																																																														
	ノルマルブチルアルデヒド		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009																																																																																																																																																																																														
	イソブチルアルデヒド		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02																																																																																																																																																																																														
	ノルマルパレルアルデヒド		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009																																																																																																																																																																																														
	イソパレルアルデヒド		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003																																																																																																																																																																																														
	イソブタノール		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.9																																																																																																																																																																																														
	酢酸エチル		<0.1	<0.1	<0.1	0.1	3																																																																																																																																																																																														
	メチルイソブチルケトン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1																																																																																																																																																																																														
	トルエン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10																																																																																																																																																																																														
	キシレン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1																																																																																																																																																																																														
	スチレン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4																																																																																																																																																																																														
プロピオン酸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.03																																																																																																																																																																																																
ノルマル酪酸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001																																																																																																																																																																																																
ノルマル吉草酸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0009																																																																																																																																																																																																
イソ吉草酸	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001																																																																																																																																																																																																
調査項目	単位	敷地境界① （東側）	敷地境界② （北側）	敷地境界③ （西側）	敷地境界④ （南側）	規制基準																																																																																																																																																																																															
臭気指数	—	<10	<10	11	<10	14																																																																																																																																																																																															
<p>注) 1.川越市では平成19年度以降に臭気指数規制となったため、特定悪臭物質濃度の規制基準は参考値。 特定悪臭物質の規制基準は平成18年度以前に適用されていた規制基準（A区域）を示した。 臭気指数の規制基準は平成19年度以降の規制基準（B区域）を示した。 2.表中の不等号<は分析結果が定量下限値未満であることを示す。以下、悪臭の項は同様とする。</p>																																																																																																																																																																																																					
<p>臭気指数のめやす</p> <p>測定値範囲 →</p> <p>臭気指数 0 10 20 30</p> <p>・郊外のきれいな空気</p> <p>・梅の花</p> <p>・トイレの芳香剤</p> <p>・線香</p> <p>・ガソリンを給油したとき</p> <p>・化粧品売場</p> <p>・たばこ</p>																																																																																																																																																																																																					
資料) 環境省資料より作成																																																																																																																																																																																																					

評価指標

【特定悪臭物質】
 「悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総令 39 号）」
 ※川越市では現在、特定悪臭物質の規制に代わり臭気指数の規制となっています。ここでは平成 18 年度以前の規制基準値 [A 区域（埼玉県告示第 336 号）] を参考に適用しました。

【臭気指数】
 「悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総令 39 号）」
 [市街化調整区域（B 区域） 敷地境界 14（川越市告示 195 号）]

評価結果

【評価指標との比較】
 事後調査結果は全調査項目で評価指標を下回っていました。

【調査書予測結果との比較】
 事後調査結果は全調査項目で予測結果を下回っていました。

以上のことから、悪臭（煙突排ガスの排出による影響及び施設からの悪臭の漏洩による影響）の周辺環境への影響は軽微であると考えます。

【評価指標及び調査書予測結果との比較】

調査項目	単位	敷地境界		評価	評価指標
		調査書 予測結果	事後調査 結果		
アンモニア	ppm	1	<0.05	○	1
硫化水素		0.02	0.004	○	0.02
硫化メチル		0.01	<0.0005	○	0.01
二硫化メチル		0.009	<0.0005	○	0.009
メチルメルカプタン		0.002	<0.0005	○	0.002
トリメチルアミン		0.005	<0.001	○	0.005
アセトアルデヒド		0.05	<0.001	○	0.05
プロピオンアルデヒド		0.05	<0.002	○	0.05
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	<0.002	○	0.009
イソブチルアルデヒド		0.02	<0.002	○	0.02
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	<0.002	○	0.009
イソバレルアルデヒド		0.003	<0.002	○	0.003
イソブタノール		0.9	<0.1	○	0.9
酢酸エチル		3	<0.1	○	3
メチルイソブチルケトン		1	<0.1	○	1
トルエン		10	<0.1	○	10
キシレン		1	<0.1	○	1
スチレン		0.4	<0.1	○	0.4
プロピオン酸		0.03	<0.0002	○	0.03
ノルマル酪酸		0.001	<0.0002	○	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	<0.0002	○	0.0009	
イソ吉草酸	0.001	<0.0002	○	0.001	

調査項目	単位	敷地境界		評価	評価指標
		調査書 予測結果	事後調査 結果		
臭気指数	—	—	11	○	14

注) 1.臭気指数は調査書で予測項目に選定されていないため、調査書予測結果の欄は「—」とした。
 2.事後調査結果は敷地境界の4地点の中で最大を示した値とした。

6. 事後調査結果の総合評価

【評価指標との比較結果】

事後調査結果は、資源化センター稼働後の生活環境影響調査項目である大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭について、すべての項目において評価指標（環境基準及び規制基準等）を下回っていました。

【調査書予測結果との比較結果】

事後調査の結果は、ほとんどの調査項目において予測結果を下回りましたが、水質汚濁・騒音・振動の調査項目で、一部予測結果を上回った項目がありました。これらは施設稼働に直接起因しない次の影響によるものと考えます。

- ・上流河川の水質によるもの
- ・一般交通量の増加によるもの
- ・昼間の施設内走行車両音や作業音によるもの（予測値算出には含まれていないもの）

なお、これらの結果は、各項目とも評価指標を下回っています。

以上のことから、資源化センターの稼働は周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと評価し、追加の環境保全措置を実施する必要はないものと考えます。

7. 事後調査の調査機関

調査機関の名称：株式会社 環境総合研究所

調査機関所在地：埼玉県川越市鴨田 592-3

計量証明事業登録番号：濃度第 529 号 音圧第 7 号 振動第 1 号

資源化センター建設に係る事後調査書
概要版

平成25年3月

<問い合わせ先>

川越市 環境部 環境施設課

〒350-0815 埼玉県川越市鯨井 782-3

川越市資源化センター 環境プラザ2階

電話 049-239-6901